

令和3年度 第7回自治基本条例(仮称)策定専門部会議事録

日時:令和3年12月9日(木)
午後6時00分から午後8時30分
場所:役場4階委員会室

1 開会

・出席者

部 会 員:源津 憲昭、京屋 愛子、井口 真幸、板東 康治、新田 睦、佐々木 良栄、村上 真美

※敬称略 計7名

役場職員:鈴木 誠、佐藤 誉修、田之岡 輝和、藤原 元貴、高島 真由美、荒明 慎久、

鈴木 高悠、西森 理恵、才川 育世、佐藤 衡一、高橋 正人

※所属及び敬称略 計11名

事 務 局:まちづくり推進課 新村課長、安藤係長、宮崎主事

2 挨拶

3 全体会議

(1)中間報告案の意見交換

①第5章「町民」の再確認について

(起草チーム)

- ・「町民」の章に係る再確認の条文案について説明します。
- ・「町民の権利」については、変更はありません。
- ・「町民の役割」については、第4項に「美瑛町特有の景観や自然豊かな郷土を守り育て、持続可能なまちづくりへ取り組むことに努めます」と追加しました。十勝岳や、美瑛町の自然環境について表現している項目です。
- ・「子どもの権利」では、子どもが読んで理解できるような表現として、大人や子供という、抽象的な表現を使用しています。
- ・「事業者の役割」については、最低限の文言で表現しています。
- ・「町民」の章の再確認については以上です。

②第6章「協働・コミュニティ」について

(起草チーム)

- ・「協働・コミュニティ」に係る中間報告案について説明します。
- ・「協働」の章設けるかについては、回答数は資料2のとおりです。設けるとした回答が多数なことから、仮置き案では規定しました。
- ・「総則」において「協働の原則」を定めていることから、2度も「協働」について規定する必要があるのかというご意見もいただきました。「協働」の具体的な内容につきましては、「情報共有」や「町民参加」の章で定めているような内容となってくると思いますが、「協働」の章の条文案については、このような形で仮置きしました。
- ・2項の主語は「行政」のみとして、「議会」は含めていません。岩見沢市等、「議会及び行政」という表現を用いている事例もありますが、「行政」だけにしています。
- ・議員研究会における佐藤教授のお話を聞いたうえで、憲法的役割としての側面を考えるなら、このような規定が良いのではないかと考えております。
- ・まちづくり条例からの引用で、「町民が誇れる住みよいまちを実現するため」という表現を使用しています。

- ・論点1-2の協働の目的は「まちの解決の課題」とするかについて、「まちの課題の解決」とするとした回答数が9、それ以外が3となりましたので、「まちの課題の解決」を図ることで、という表現を使用しています。
- ・「それ以外」の意見の中に、最終的にはより良いまちづくりが目的であり、そのために協働を推進することが大切というご意見もありました。その他の意見も、「まちの課題の解決」だけではなく、さらに追加するべきという内容でした。
- ・「コミュニティ」の章を設けるかという論点に対して、回答数は資料のとおりです。
- ・「コミュニティ」について、提出のあった意見を反映して、細かく規定をすると資料4ページの1つ目の条文になりました。また、先例では、2つ目のような形の条文もあることから、参考として作成しました。
- ・「コミュニティ」の定義につきましては、当初、曖昧な定義にしていたのですが、最終的に八雲町をベースに条文案を作りました。
- ・また、「協働」の章に合わせて、行政及び町民とコミュニティとの関係を規定しており、議会については規定していません。
- ・「コミュニティ」の章に、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができるという文言を取り込むという意見がありましたが、こちらは省かせていただいております。
- ・意見取りまとめの結果から、1つ目の案を作成しましたが、一般的なコミュニティに対して、ここまでの内容を規定して課すべきではないという意見が出てきた場合には、2つ目の案のような、短い条文を採用することも考えておりますので、ご意見をいただければと思います。
- ・論点2-2「コミュニティ」の言葉の定義を規定するかについては、規定するとした回答数が11、規定しないが2になりましたので、「コミュニティ」の定義させていただきました。「コミュニティ」という言葉の意味が曖昧なので、年代間や地方と都市との間において微妙なニュアンスの違いがあるため、規定したほうが良いという意見が多かった印象です。
- ・言葉の定義を規定しないとした理由の中には、「コミュニティ」の意味を狭めてしまうので、あえて規定しないほうが良いのではないかとご意見をいただきましたが、今後、「コミュニティ」がどのように規定されてくるかによって、条文の内容が変わってくるので、「コミュニティ」の言葉び定義について規定しています。
- ・論点2-3「コミュニティ」の役割をどこまで規定するかについては、他の市町村ではコミュニティの役割について規定していない事例もありますが、「町民が参加しやすい環境づくりに努めます」など、ここでしか規定出来ない内容がありますので、項目を設けたいと考えています。
- ・論点2-4「コミュニティ」と「町民」との関係性を規定するか、及び、論点2-5「コミュニティ」と「行政」との関係性を規定するかに関しては、町民と行政とは「コミュニティ」へのかかわり方にも大きな違いがあるので、「町民とコミュニティ」と「行政とコミュニティ」を規定する意味があると考えております。
- ・先例では、「活動に積極的に参加し」という文言が使われているような、参加の自由度が低い場合もありますが、仮置き案では町民は「コミュニティを形成し、活動することができます」という表現をしています。
- ・論点2-5「コミュニティ」と「行政」との関係性を規定するかについては、規定するとした回答が多数ですが、章の設定、言葉の定義、役割の規定、町民との関係性、行政との関係性を規定することで一連の流れとして分かりやすいという意見がありました。
- ・論点3「協働」「コミュニティ」以外を本章で規定するかについては、規定しないという意見が多数でした。規定するとした意見では、十勝岳について規定するという案をいただいておりますが、防災対策に関する内容は自治基本条例の対象範囲にならないと考えています。地域による防災対策も非常に重要な案件で、他の自治体では自治基本条例内で規定している事例もありますが、総合計画等で規定できると思います。
- ・先日参加した議員研究会において、いかに町民にまちづくりの課題について興味を持ってもらうか、熱意を入れてもらうかが課題であるという話を聞きました。その他の項目にある図を公表することによって、色々な方に考えていただく一助になればと考えています。

・「協働」と「コミュニティ」を別々に章立てしたほうがいいのか、それとも一つの章で規定したほうがいいのかは、皆さんにご意見を伺いたいところです。何かございましたら、ご意見お願いいたします。

(委員A)

・「協働」について、町政に対する町民参加と協働というのは、どのような関係にあるのかをこのタイミングで整理できればと思います。協働ということがどういう概念なのか、少し踏み込みたいです。

・「協働」は、章を設けずに、その文脈の中で出てくるほうが自然ではないかと思っています。

・町民参加は2種類あって、町政に対する参加と地域社会に対する参加があり、11ページのチャートにも書かれていますが、条文では地域社会の部分を、町民による自治の領域であり、コミュニティと言っています。

・町民が参加している団体や組織がたくさん集合してコミュニティになっていると考えた場合に、主体性を持って組織し、活動する団体の集合体という定義のほうが私は正しいと思います。

・「コミュニティ」の役割等各項目では、文頭において「コミュニティは」とかいてありますが、「コミュニティに属する各団体及び組織は」と記載したほうが良いと思います。

・「コミュニティに参加する」という表現は分かりにくいと思うので、一考を要すると思います。

(起草チーム)

・「コミュニティ」には「地縁コミュニティ」と「テーマコミュニティ」等、様々な定義があり、「コミュニティ」を細かく規定することは難しいと思います。町内会等の考える「コミュニティ」を条文案にも記載していますが、条文案自体は長くしておりません。

(職員A)

・「コミュニティ」の定義について、論点2-2で「コミュニティ」の言葉の定義を規定するかという設問があり、規定しないという回答をしました。規定するとした意見の中でも、地縁による自治会等の団体と町民活動団体等に分けて定義すべきという意見がありましたが、条文案からは分けているようには感じられませんでした。

・コミュニティの定義は、友達や同窓生等組織を持たない活動だけれども、例えば、みのりに行ってパンを焼いてくることや、中学校の文化祭で交通整理のお手伝いに行ってきたことなど、そのような地域との関わり方が人とのつながりをつくっていき、まちづくりに反映され、町が強くなると思います。

・自治基本条例を策定する目的には、組織等の定義にこだわらずに、皆さんでこの条例を策定していきたいという思いもあるので、規定しないという意見にしました。もう少し議論いただければと思います。

(起草チーム)

・この件に関しては、もう一考させていただきたいと思います。

(職員B)

・論点3の「協働」「コミュニティ」以外を本章で規定するかについて、十勝岳の例を出させていただきました。自主防災に関して自治基本条例で規定すべきではないという判断から、ここでは規定されなかったということは十分理解していますが、まとめの段階で、子どもたちや未来、これからのまちづくりといったことを考えた場合、自治基本条例の中に美瑛らしさのような、何かの核を持って策定したと言えるべきだと思っています。十勝岳については「コミュニティ」の分野ではないという判断があったかもしれませんが、そのような目線を条例に取り込む余地を作ってほしいと思います。

(起草チーム)

・自治基本条例に関する書籍で勉強したところ、自治基本条例には町の特徴を取り入れなければならないという記載がありました。私も、自治基本条例を読んだときに美瑛町の条例であることが分かるような特徴を取り入れていかなければならないと思っています。その要素を前文に取り入れるのか、それとも別の章で入れるのか、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

(2)勉強会

(事務局)

・それでは、第7章「議会」について説明させていただきます。

- ・今回は、「議会」と「議会の運営」ということで、議会や議員の責務の部分と、これまでも部会のお話し合いの中で大きく取り上げられてきた「情報共有」と「町民参加」が大きくかわる「議会運営」の部分について、検討していきたいと思います。
- ・自治基本条例の「議会」の章の中で、最も多く規定される項目としては、「議会の責務や役割」「議員の責務や役割」となります。
- ・議会の役割について、議会が担っている一般的な役割を記載していますが、①町長から提出された議案を調査・審議すること、②自治体の最終的な意思決定を行うこと、③行政の監視をすること、この3つが議会の一般的な役割と言われています。
- ・議会の基本的な役割として、「議会」の章が設けられている自治体のほとんどで、議会・議員の責務や役割について、規定しております。
- ・この内容については、議会の基本的事項になりますので、条例より上位の法形式である「地方自治法」の中ですでに規定されていることになります。
- ・自治基本条例では、改めて議会や議員の役割について確認をするという意味でも、規定されることが多くなっております。
- ・自治基本条例の中で一般的に議会の一般的な役割としては、議会の基本的な役割として、大半の条例はこの点に触れており、内容的には地方自治法ですでに規定されていると言われております。
- ・次に、議会の「役割」とすべきか、それとも「責務」とすべきかについてですが、第5章の「町民」の章の中でも、町民の「権利と役割」と規定すべきか、町民の「権利と責務」と規定すべきかが論点となっております。
- ・専門部会で議論した結果としては、「責務」とすると町民にとっては重い負担を感じるのではないかと、「役割」とすることで表現も柔らかく、自主的で協調的なイメージを持ちやすくなるのではないかとという意見があり、「町民の権利と役割」として仮置き案を作成しております。
- ・議会の規定については、「議会の責務」もしくは「議会の責務と役割」という見出しで規定している自治体が多いのではないかと思います。
- ・町民の章で「役割」としているの、議会の章でも「役割」という言葉で統一するという考え方もあるかと思っております。
- ・地方自治法第96条では、議会の中で議決すべき事項が並べられております。
- ・例えば、自治基本条例を含むすべての条例を設けることや改廃すること、町の予算を定めることや決算を認定すること、公共工事や物品の購入等条例で定める契約を締結することなどが、議会の議決事項として規定されております。
- ・同法第98条では、町が行う事務や、町の付属機関である教育委員会や農業委員会等の事務の内容を検査することができるように規定されております。
- ・同法第100条においても、議会が地方公共団体の行う事務について、調査を行えることが規定されておまして、普段あまり目にすることのない具体的な規定が数多く記載されております。
- ・自治基本条例における検討事項において議会の章を仮に規定するのであれば、「議会の責務や役割」については、最低限規定されるべき事項であると考えておりますが、それ以外にどのような事項を検討すべきなのかを考えていきたいと思っております。
- ・議会において住民参加の機会を考えると、情報公開や説明責任を果たすことの2点については、自治基本条例の根幹となる「町民参加」と「情報共有」という2つの視点を議会の条文に取り入れるかどうかという検討事項になります。住民参加や情報公開、説明責任を果たすことで、町民に開かれた議会となることについての規定を検討することになります。
- ・次に、議会独自の政策立案や、政策提言を行う旨の規定についての検討になります。
- ・町長と議会という二代表制のもと、行政との競争関係において、議会独自の政策立案や政策提言に取り組むことについての検討事項となります。この規定については、自治体によって取り扱いは様々で、規定しない自治体や、規定はするが簡単な表現にとどめるもの、議会基本条例できっちり表現するものなどがあります。

- ・自治基本条例の類型化の一つとして、フルセット型とサブセット型という分類方法があります。
- ・自治基本条例では、①理念、②町民の権利、③自治実現の制度や仕組み、④行政・議会に関する事項、⑤最高規範、の5つが基本規定といわれています。
- ・5つの規定が全て網羅されている条例は「フルセット型条例」といい、一部が欠けている条例は「サブセット型条例」といいます。
- ・「理念条例」は、条例のほとんどが①のことだけをうたっている条例になります。
- ・②の「町民の権利」を中心に規定している条例は、「町民参加条例」といわれており、美瑛町の既存条例である「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」がこれに当たると言えます。
- ・④の「議会」のことについてのみ、除かれている条例は「準自治基本条例」、②町民の権利規定がなく、行政側の事項のみ規定される条例は「行政基本条例」というふうに言われます。
- ・「議会」の部分につきましては、簡単に1、2条程度の規定にとどめるパターンがあります。
- ・一方で、行政や町民の部分については、自治基本条例で定めて、議会の部分については、議会基本条例で定めるという住み分けを行う方法もあります。
- ・また、議会基本条例については、議会や議員のルールを定めることとなりますので、議会が自律的に定める必要があるとされています。
- ・2000年以降、自治基本条例が策定され始めた当初は、議会に係る記述が全く無いことや、貧弱ではありましたが、近年では、議会基本条例のエッセンスを自治基本条例に取り入れることで、自治の基本ルールをより充実したものにする自治基本条例も目立つようになってきています。
- ・議会や議員の規定を事実上外した条例も、広い意味では自治基本条例の一種といえますが、内容的には行政型の条例となるため、「行政基本条例」という言葉で、フルセット型の自治基本条例とは区分されています。
- ・美幌町では、一般的に規定される「議会の責務」と「議員の責務」が始めに規定されています。続いて、町民と議会との関係性の中で、情報共有と町民参加の規定が設けられています。
- ・議会運営の中では、参考人制度や公聴会制度を十分に活用して、町民が議会に関わる機会を増やすこと、町民との意見交換の場を年1回以上行うこと、議会広報紙の発行、インターネットによる議会中継等、町民との情報共有や町民参加のルールが具体的に規定されています。
- ・また、議会は一問一答方式で行うことや、議員相互間の自由討議を中心に審議を行うことなど、議会運営の基本ルールも規定されています。
- ・「協働」については、あえて規定していない自治体も多くあり、ニセコ町や下川町、白老町、余市町等では、協働の規定はありません。一方で、八雲町や美幌町、新潟県上越市や東京都武蔵野市等では協働の規定を設けています。
- ・条文の内容は、どの団体も簡潔なものが多く、①何を目的に協働をするのか、②町民の協働活動について行政や議会がどう関わるか、の2点を明記している自治体が多いです。
- ・八雲町は、議会の責務(役割)と議会の運営について、簡単に規定するのみにとどめている条例となっています。
- ・占冠村は、議会の中で町長や職員が議員に対して質問することができる反問権を規定しています。
- ・ニセコ町は、議会のルールである討議をすること、公開を基本とすることのほか、議会の会期外の活動や、議員の自己研鑽に努める規定等が盛り込まれています。
- ・余市町は、議会の責務と議員の責務のみを規定するシンプルなものになっています。
- ・北見市、栗山町、新潟県上越市についても、余市町と同様に「議会の責務」、「議員の責務」の2つ項目について規定するものになっています。
- ・栗山町では、具体的事項を議会基本条例に委任する規定が定められており、全27条にわたる議会基本条例の中で、議員定数等について規定しています。
- ・新潟県上越市では、「政策立案」に関する規定や、「議員立法」に関する規定等、踏み込んだ規定が設けられています。
- ・東京都武蔵野市では、議会の招集等に関する規定が設けられています。

- ・岩見沢市とむかわ町も、議会と議員の責務の規定の中に、議員の積極的な調査研究、自由な討議、政策の提案、自己研鑽、町民との対話の機会について規定されております。
- ・石狩市では、議会のことを表現するときに用いられる「言論の府」が規定されているほか、議会事務局の機能充実についても規定されております。
- ・議会の章における論点について、1つ目の論点は、議会の従来役割である、①自治体の意思決定機関であること、と、②行政の監視・牽制をする機関であること、この2つの役割を規定するかどうかになります。
- ・2つ目の論点は、議会と町民のあいだの関係性の中で、①町民が議会に参加する機会を明記するか、②町民と情報共有を図る機会を明記するか、この2つが論点になります。
- ・全国の条例を見ると、前者の論点のみを位置づけることが多く、議会の基本的な役割と責務だけを書いた簡単な条例も多くなっております。
- ・次に、議会の責務や役割以外に規定される、具体的な規定事項についてです。
- ・「活動の原則」については、①決定機関であることと、監視・評価機関であることについては、一般的に規定される事項になります。検討事項としては、②町民との情報共有や町民参加、③政策の立案や提言をどこまで積極的に規定するかになります。
- ・これまでの専門部会でも、町民と行政のあいだの「情報共有」や「町民参加」について議論してきましたが、今回は、議会の章でもこの点について盛り込むかどうか論点になります。
- ・また、議会が政策を立案・提言することを盛り込むかどうかも論点になります。
- ・「意思決定機能、監視機能の強化」については、地方自治法ですでに規定されていることになりますが、議会の役割や機能の重要性を再確認するという意味で自治基本条例に規定されます。
- ・意思決定機関であることのみを規定するか、その機能を強化するための具体策まで規定するかによって、条文の内容が変わってきます。
- ・一般的に明記される具体的規定としては、先ほどの先例自治体の条例でもでてきた、一問一答方式による議会運営、反問権、政策決定過程の説明責任、予算・決算の政策説明資料の作成、議会議決事項に関する規定等が挙げられます。
- ・次に、「情報共有」と「町民参加」に関して盛り込まれる代表的な具体的規定になります。
- ・利害関係者や学識経験者から意見を聞くことができる参考人制度や、公聴会制度、町民からの請願や陳情を聞く機会、議会報告会の開催、議会広報誌の発行、インターネット議会中継等が、具体的事項として規定されることがあります。
- ・次に、議会の自由討議についてです。議員の活動の基本は言論であるといわれており、言論によって問題が決定されるということから「言論の府」と言われております。
- ・政策立案についても、具体的事項を規定する場合、様々な規定の方法があり、議会が条例議案を提出すること、会期外に議員が積極的な施策検討や調査活動を行うこと、立法機能の強化をはかること。
- ・議会が政策の提案をすること、議員の能力向上のために自己研鑽をすることなどの事項が規定される場合があります。
- ・最後に、今回の宿題となる「議会の章」の論点についてです。
- ・論点1は、議会の章を設けるかどうかになります。議会の部分は、専門部会における話し合いだけで作成することはできないと思います。議会の部分は、議員の皆さんが自律的に作成していくという考え方もありますので、議会としての考え方やスケジュール等、様々な角度から考えたときに、議会の章は設けない、若しくは簡単に規定するのみにとどめるという方法もあると思います。
- ・また、自治基本条例の後追いで議会基本条例を制定していくという手法もあると思います。
- ・簡単な規定にとどめるのであれば、地方自治法に規定されている①意思決定機関、②監視・牽制の2つの基本的事項を規定するという方法もあります。
- ・論点1-2は、議会の責務を規定するか、論点1-3は議員の責務を規定するかになります。
- ・論点2は、町民参加や情報共有の規定を設けるかどうかになります。
- ・論点3は、議会による政策立案・提言の規定を設けるかどうかになります。

- ・論点4は、議会運営を効率よく行うために、議会事務局の機能強化等の規定を設けるかどうかになります。
- ・論点5は、その他の具体的な規定を設けるかどうかになります。
- ・論点6は、議会基本条例について、別途検討していく必要があるかを論点としました。
- ・議会に関する具体的事項を多く規定する場合は、議会基本条例を別途策定するという方法もありますが、自治基本条例の策定に向けたスケジュールと一致させるのは難しいのが現状です。
- ・他自治体の先例としては、自治基本条例の策定後に、議会基本条例を策定し、条例改正をして、自治基本条例の中にも議会の条文を後から盛り込むという方法もあります。
- ・現段階での判断が難しい論点ではありますが、現状での部会員の思いや考え方等を回答いただきたいと思います。
- ・以上で、議会の章についての説明になります。ご質問等ございましたらお願いします。

(委員B)

- ・先日の議員研究会の質疑応答では、議会会議規則の内容を充実させていくというようなお話があったかと思いますが、議会会議規則で触れているのはどの範囲まででしょうか。

(事務局)

- ・議会会議規則については、基本的に全国どこの議会も規定しているものですが、より具体的な内容として申合せ事項というものを議会内部で規定しています。議会会議規則も申合せ事項も議会運営をしていく上でのルールを定めていると考えていただければと思います。

(議員A)

- ・議会の基本的な考え方を述べさせていただきます。基本的には間接民主主義が前提であることと、もう一つは、全体の背景にあるのは、補完性の原理ということで、自助、公助、共助が背景に流れていることを理解しておかなければならないと思っています。
- ・「協働」は全体に関係してくると思いますが、議会の運営については、基本的には議会会議規則の改正で十分議会基本条例にあたるものが策定できると思っています。したがって、自治基本条例に規定すべき内容は、町民と議会の関係性、議会と行政の関係性を最重点とすべきだと思います。
- ・先日の議員研究会の講話の中で、自治基本条例は自治体の権力者を統制するための道具であり、権力者が守らなければならないルールを規定するという話がありましたが、過去の自治基本条例の考え方だと思います。後ほど議論があると思いますが、監視や評価を起点とする政策立案を重視することが未来志向の自治基本条例ではないかと思っています。
- ・先日の議員研究会では、北海道外で自治基本条例を策定している自治体で、議会会議規則を基にして自治基本条例を策定している団体はないかと質問しましたが、北海道は「協働」という認識が若干低いかなと思っています。
- ・会津若松市の自治基本条例では、議会については議会基本条例によると一言で記載されていることから、会津若松市議会の議会会議規則を参考にしながら、検討していくべきではないかと思っています。
- ・美幌町の議会会議規則を見ていくと、工夫を凝らしていますので、美幌町を見習うべきと考えていました。
- ・このようなことを踏まえながら、議論いただければと思います。

(委員C)

- ・専門部会の中だけで議論しても良いのでしょうか。もし、自治基本条例の中で議会について具体的に規定することとなれば、相当の時間が必要となると思います。議員の方々から、どの程度まで規定するか提案いただけると良いと思います。

(職員C)

- ・議会会議規則の改正で議会基本条例にあたるものが策定できるということでしたが、議会の章に係る議論が開始されたばかりということもあり、議会会議規則の改正についてどこまで具体的な予定があるのかが分からない状況なので、自治基本条例の内容についての議論がしにくいと感じました。

(議員A)

・個人的には、美幌町の自治基本条例と議会会議規則を参考にすることが良いと考えています。

(事務局)

・現在の自治基本条例の議論は、行政側での議論となっているので、当然議会側との意見のすり合わせを行っていかねばなりません。今回は、その前提となる議論をお願いしたいと考えていました。
・最終的に自治基本条例でどこまで規定するかということについては、議会と意見交換を行う必要があると思っています。この場では、自治基本条例において、議会についてどこまで記載するか、議論をしていただければと思います。

(委員D)

・議会については、自治基本条例になるべく盛り込んでいきたいと思っています。
・自治基本条例は、全町民を対象としていることから、小学生、中学生にも分かるように、議会との交流の場を設けていければと思っています。議員の人数も顔も知らない高校生がいる中で、自治基本条例をきっかけとして議員も前に出ていけるような条例にしたいという考えがあります。議員活動を町民に知ってもらえるような条例にしたいと思っています。

(職員D)

・議会会議規則を読まなければ考えにくいと思うので、事務局から専門部会員に対して提供するようお願いいたします。

(事務局)

・ご意見のとおり、専門部会員へ議会会議規則の資料を配布したいと思います。

4 チーム会議

・広報折り込みチラシ「News みんなで創ろう！自治基本条例」について、部会員のみで協議を行った。

5 閉会